

試験区分「福祉」の受験資格について

※最終合格後、受験資格に該当しないことが明らかになった場合には、合格は取消しとなります。

- 1 年齢等〔()内は、令和7年3月末現在の満年齢〕
 - (1) 平成7年4月2日(29歳)から平成15年4月1日(22歳)までに生まれた者。
 - (2) <いわゆる飛び級・飛び入学による大学卒業(見込み)者の特例>
平成15年4月2日(21歳)以降に生まれた者で、学校教育法による大学(4年制以上のもの)を卒業した者若しくは令和7年3月31日までに卒業見込みの者又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める者。
- 2 上記1のほか、次の(1)~(8)のいずれかの資格又は免許を必要とします。また、採用に当たっても、次の(1)~(8)のいずれかの資格又は免許を必要とします。

- (1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第82条に規定する児童自立支援専門員の資格を有する者又は令和7年3月31日までに有する見込みの者
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第13条第3項に規定する児童福祉司の任用要件を有する者又は令和7年3月31日までに有する見込みの者
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は令和7年3月31日までに卒業見込みの者
- (4) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は令和7年3月31日までに卒業見込みの者
- (5) 精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)に規定する精神保健福祉士として登録された者又は令和7年3月31日までに登録される見込みの者
- (6) 児童福祉法に規定する保育士として登録された者又は令和7年3月31日までに登録される見込みの者
- (7) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者又は令和7年3月31日までに有する見込みの者
- (8) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条に規定する児童指導員の資格を有する者又は令和7年3月31日までに有する見込みの者